○研究倫理委員会規程

(2019年5月22日制定)

(目的)

第 1 条 名古屋学院大学研究倫理規準(以下「規準」という)の趣旨に則り、研究倫理に関する事項について審議し、また調査・検証するために、研究倫理委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(審議事項及び任務)

- 第2条 委員会は、次の事項について審議する。
 - (1) 規準第13条に定める本学の責務に関する事項
 - (2) 規準の運用、解釈に関する事項
 - (3) 規準の改廃に関する事項
 - (4) 研究倫理に関する学長の諮問事項
 - (5) その他必要な事項
- 2 委員会は、必要があると認められるときには、研究者に対して適切な指導及び助言を行う。
- 3 委員会は、研究者に重大な規準違反行為が認められる場合には、別に定める手続きに則り、その結果を学長に報告する。
- 4 委員会は、研究倫理に関する事項について調査・検証し、必要があるときは学長に 報告又は提案を行う。

(構成)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員によって組織する。
- 2 委員長は、学長の指名により任命される。
- 3 委員長は、研究倫理委員会の業務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長の指名によって委員のうちから任命される。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、 その職務を行う。
- 6 委員は、次の者とする。
 - (1) 総合研究所長
 - (2) 不正防止計画推進委員会委員長
 - (3) 人を対象とする研究倫理委員会委員長
 - (4) 医学研究倫理委員会委員長

- (5) 遺伝子組換え実験安全委員会委員長
- (6) 動物実験委員会委員長
- (7) 学長が指名した学部長2名、研究科長1名
- (8) 学長が指名した職員2名

(任期)

- 第4条 委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 第3条第6項に定める第1号から第7号の委員任期は、その職の期間とする。また、 第8号に定める委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 第2条第3項の規準違反行為認定に関する事項は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。
- 4 委員会の成立にあたっては、兼務者は1名とみなす。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(秘密保持義務)

第7条 委員は、知り得た秘密を他に洩らしてはならない。

(所轄)

第8条 委員会の事務は、総合研究所事務室が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究倫理委員会及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附則1 この規程は、2019年5月22日から施行する。